

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に緊急会議を設置し、緊急会議メンバー13名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14名、瀬戸総合体育館に7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



23

住民への情報伝達

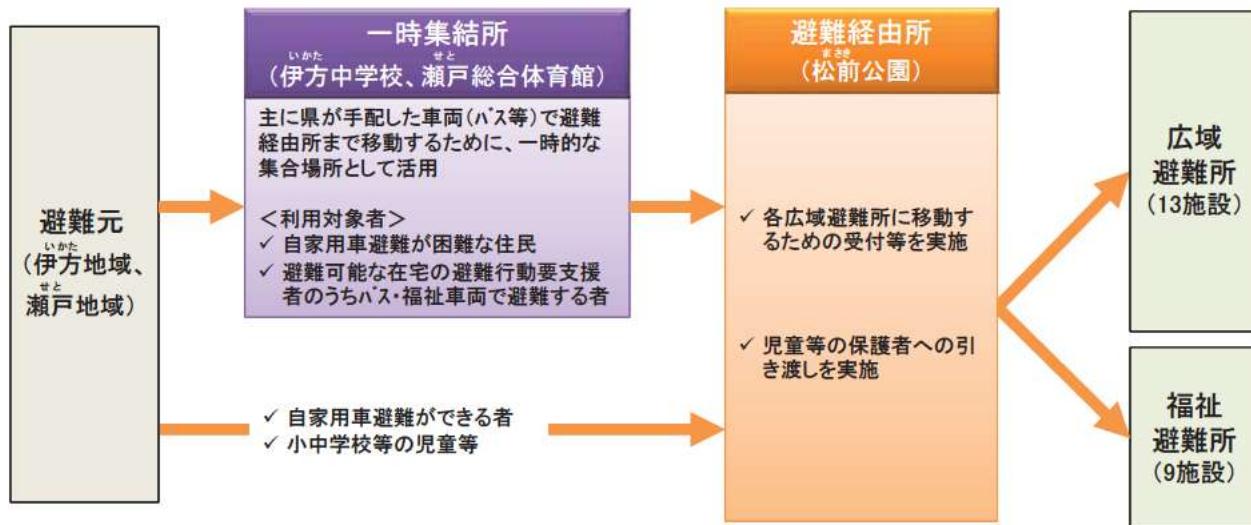
- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導体制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



24

PAZ圏内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経由所の開設準備を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経由所等へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。避難経由所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所に移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経由所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合のうえ、避難経由所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。



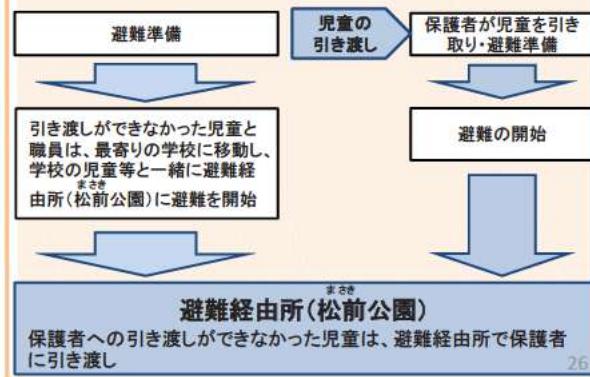
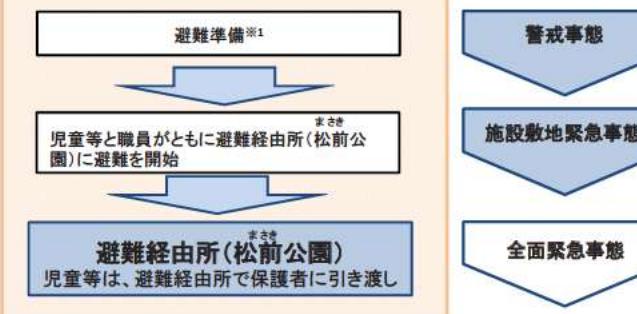
25

PAZ圏内の学校・保育所の避難

- PAZ圏内の4つの小中学校の児童等(約310人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ圏内の4つの保育所の児童(約140人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校		人数		
学校名		児童等	職員	合計
水ヶ浦(みずがうら)小学校	20人	8人	28人	
伊方(いのかた)小学校	108人	14人	122人	
九町(くちょう)小学校	62人	16人	78人	
伊方(いのかた)中学校	121人	23人	144人	
合計(4施設)	311人	61人	372人	

保育所		人数		
保育所名		児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	17人	5人	22人	
伊方(いのかた)保育所	92人	19人	111人	
九町(くちょう)保育所	22人	8人	30人	
加周(かしゅう)保育所	8人	6人	14人	
合計(4施設)	139人	38人	177人	



※1:学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2:児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

26

PAZ圏内の社会福祉施設の避難

- PAZ圏内の社会福祉施設(1施設約90人)について、個別避難計画を策定済であり、30km圏外の松前町にある施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

<PAZ圏内 1 施設の入所者等の避難の考え方>

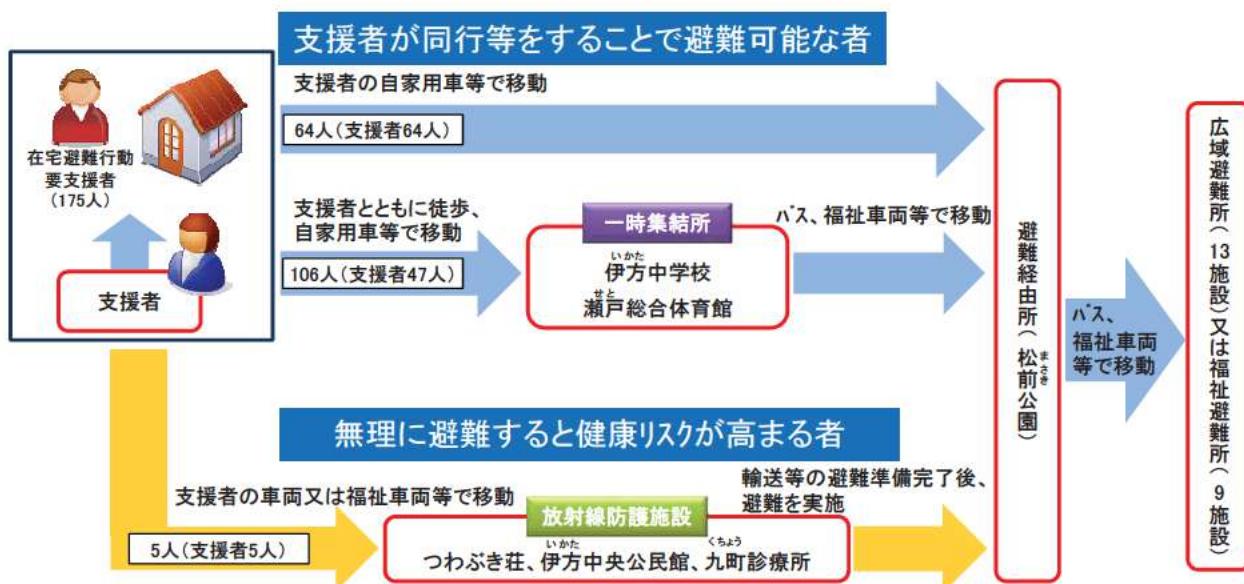


- ※1 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
 ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 短期入所生活介護については、入所定員数ではなく、平均的な入所者数で算定

27

PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者の175人うち、116人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



* 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

28

PAZ圏内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約820人について、バス24台、福祉車両25台（ストレッチャー仕様10台、車椅子仕様15台）。

想定対象 人数	必要車両台数※1,2			備考	
	バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)		
学校・保育所の児童等の避難	549人 (児童等450人+職員99人) (8箇所)	9台 (26人乗) 9台 (46人乗)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P24】
社会福祉施設の入所者等の避難※6	106人 (入所者86人+職員20人) (1箇所)	2台 (46人乗) (入所者63人+職員8人)	6台 (入所者10人+職員5人)	8台 (入所者13人+職員7人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1名、車椅子2名乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:5台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:1台) ○伊方町(いわたちょう)車両(8名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	153人 (要支援者106人+支援者47人)	4台 (46人乗) (要支援者79人+支援者25人)	3台 (要支援者5人+支援者5人)	7台 (要支援者22人+支援者17人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名:3台) 【車椅子仕様】 ○伊方町車両(1名、4名、8名乗りを各1台:計3台) ○四電車両(6名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	10人 (要支援者5人+支援者5人)	0台	1台 (要支援者5人+支援者5人)	0台	放射線防護施設に輸送【資料P25】 近距離のため福祉車両1台(四電車両:ストレッチャー2名乗り)でピストン輸送(3往復)を想定
合 計	818人	24台	10台	15台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算。

※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定。

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算。

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算。

※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避。

29

PAZ圏内における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、学校、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

確保先	想定対象	確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		24台	10台	15台	
(B) 確保車両台数	計28台以上	計10台	計15台		
確保先	伊方町	—	—	4台	【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8名、その他5名乗り) ○1台(車椅子4名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、社会福祉施設	5台	1台	2台	【バス】 ○2台(各29名乗り) ○各1台(15名、10名、7名乗り) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1名、車椅子2名、その他5名乗り) 【車椅子仕様】 ○1台(1名、その他4名乗り)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	23台以上	—	—	バス台数の内訳 【バス】 10台(26名乗り)13台(46名乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	9台	9台	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②: <車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 9台(伊方地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算。

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請。

30

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- PAZ圏内の放射線防護施設は、3施設884人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、884人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備済み。

放射線防護施設(PAZ圏内:3施設)

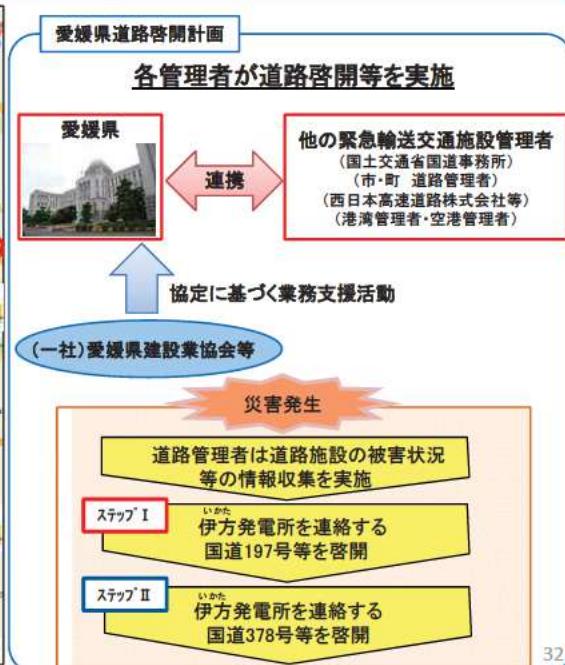


31

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、愛媛県、伊方町は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。

- 「愛媛県道路啓開計画」の啓開優先順位(ステップⅠ～Ⅲ)に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省四国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



32

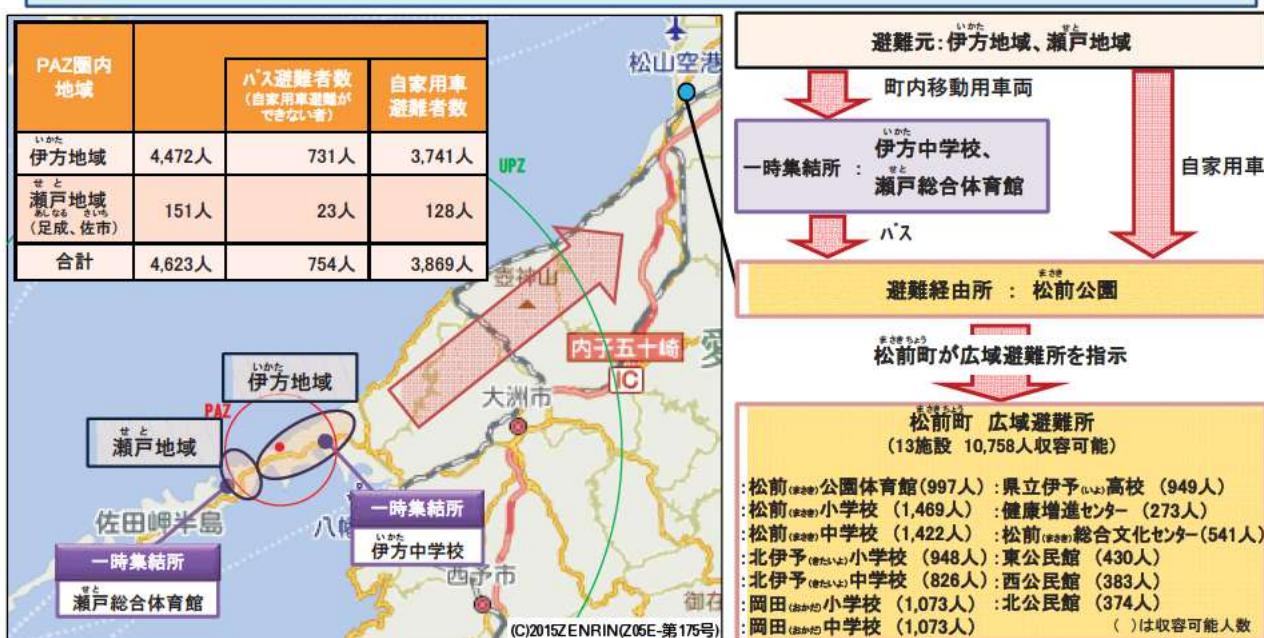
5. PAZ圏内の全面緊急事態における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ圏内の住民の避難先及び避難住民数

- PAZ圏内(伊方地域、瀬戸地域(佐市、足成))の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経由所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車での避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)に集合し、避難経由所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。



*1避難対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

*2自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定。

PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ圏内の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約940人、民間企業(従業員30人以上)は6社(約220人)存在。

PAZ圏内の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
伊方地域	7	938人
瀬戸地域(足成、佐市)	0	0人
合計(7施設) 938人		

観光施設における入場見込人数:平成27年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

PAZ圏内の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
伊方地域	西宇和(農協)伊方支店	49人
	伊方建設(有)	32人
	(株)ヒサシ水産伊方工場	32人
	(株)みさき果樹園	36人
	(有)町見緑化	33人
	伊方サービス(株)	33人
瀬戸地域(足成、佐市)	該当なし	0人
合計(6社)		215人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数:総務省・経済産業省『平成24年経済センサス活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

35

全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約850人分:バス20台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

	想定対象人数※1	必要車両台数	備考
自家用車での避難ができない住民	754人	17台	一時集結所にて乗車【資料P32】 1台当たり46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	94人	3台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数938人のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、 その1割を想定対象人数として算入。 【資料P33】
合計	848人	20台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

36

全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数	確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数	20台		
(B) 確保車両台数	計20台以上		
確保先	伊方町	3台程度	伊方町が保有する車両10台（合計138人）の車両を使用
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	17台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、PAZ圏内の自家用車で避難できない住民は合計約750人。
- 自家用車で松前町の避難経由所（松前公園）へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動用車両で、各一時集結所（伊方中学校、瀬戸総合体育館）へ移動。



PAZ圏内から避難先（避難経由所）までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



39

避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、避難車両の誘導及び交通規制を行うとともに、停電時に備えた自家発電機付の信号機や愛媛県、伊方町及び県警による主要交差点における交通整理・誘導、「避難誘導・交通規制用自動制御告示板」等を活用した広報等の交通対策を行う。



40

避難を円滑に行うための対応策②

- ▶ 伊方町では自家用車避難を円滑に行うため、あらかじめ、対象となる住民に避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布することとしている。
- ▶ また、伊方町内全55地区では、伊方町職員と、地区毎の住民、自主防災組織、民生委員、消防団等によるワークショップを開催し、原子力災害時の避難に係る「地区広域避難計画」を策定。
- ▶ 「地区広域避難計画」では、地区内の人口・世帯数、避難先、避難手段に加え、避難行動要支援者名簿及びその所在地図等具体的な状況を把握。さらに、自主防災組織・消防団等の支援者の役割分担や定期的なワークショップの開催を取り決める等、避難を円滑に行うための、地域住民の共助による避難支援体制を整備。



避難車両シール



伊方町内全55地区でワークショップを開催
地区毎の広域避難計画を策定

41

6. 予防避難エリアにおける対応

<対応のポイント>

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリア(4,724人)での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備し、これらの防護措置を組み合わせて対応を実施。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に各7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一緒にした避難誘導体制を構築。



43

住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導体制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



44

予防避難エリアにおける状況に応じた対応

- ▶ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を準備。

【状況の確認】

- ①警戒事態：愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合		
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	屋内退避	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合			

※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

45

6-1. ケース1（陸路避難）における対応

<ケース1における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

【避難方法】

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

(ケ-ス1) 陸路避難を実施する場合

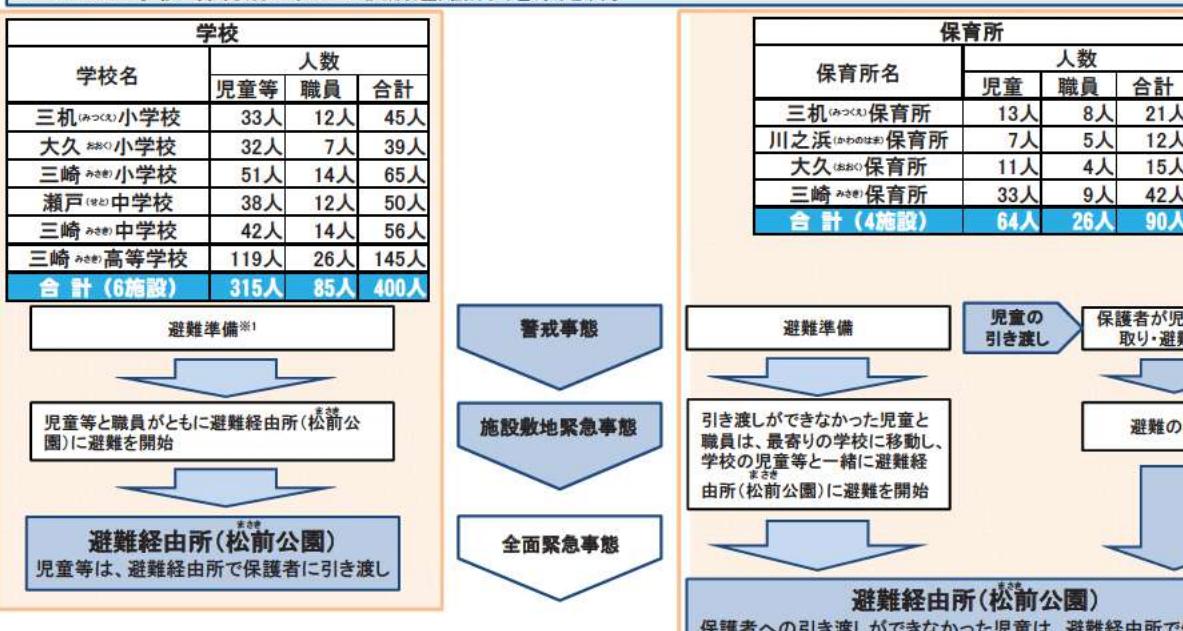
- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経由所(松前公園)に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。



47

(ケ-ス1) 予防避難エリアの学校・保育所の避難

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。



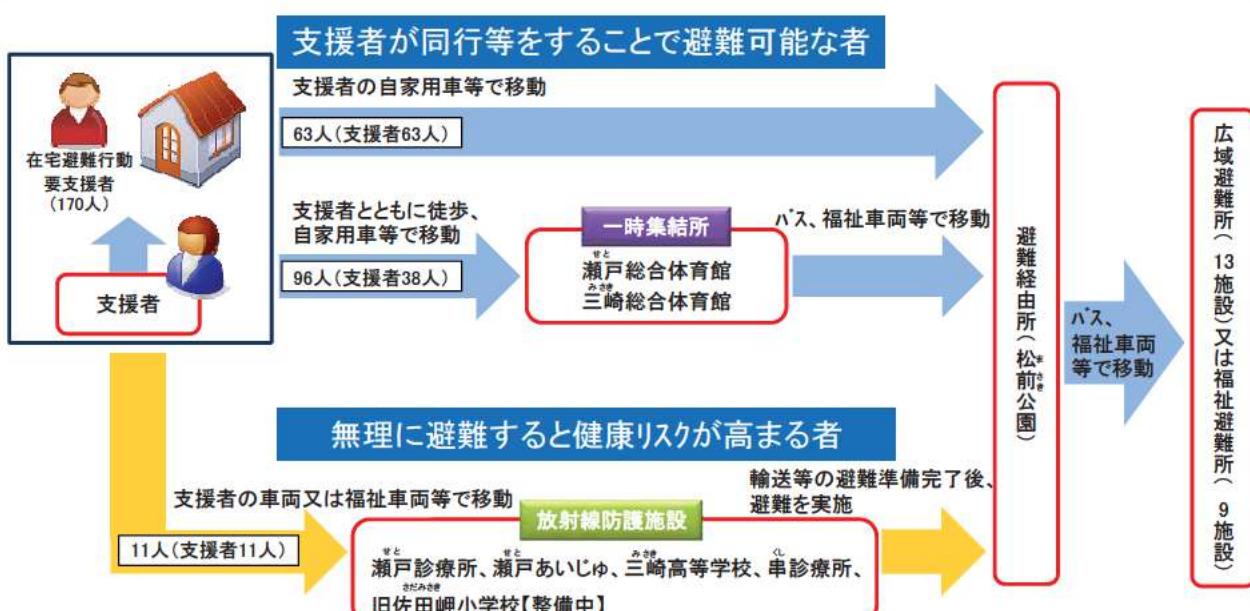
(ヶ-1) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難

- 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済であり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイサーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



(ヶ-2) 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者の170人うち、112人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

(ケ-ス1) 予防避難エリアにおいて施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ▶ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約840人について、バス21台、福祉車両31台（ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様20台）。

想定対象 人数	必要車両台数※1.2			備 考
	バス※3	福祉車両※4.5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4.5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (10箇所)	490人 (児童等379人+職員11人)	13台	0台	0台 保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P46】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難(4箇所)	187人 (入所者124人+職員63人)	5台 (入所者81人+職員35人)	5台 (入所者6人+職員6人)	12台 (入所者37人+職員22人) 【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1名、車椅子1名乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台)○四電車両(6名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:2台、4名乗り:3台、2名乗り:1台)
社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6 (1箇所)	10人 (入所者6人+職員4人)	0台	1台 (入所者2人+職員3人)	1台 (入所者2人+職員1人) 近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台でビストン輸送(ストレッチャー兼車椅子仕様2往復)を想定【資料P47】
在宅の避難行動要支援者等の避難	134人 (要支援者96人+支援者38人)	3台 (要支援者73人+支援者22人)	3台 (要支援者6人+支援者4人)	7台 (要支援者17人+支援者12人) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:3台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:2台) ○伊方町(いかたちょう)車両(2名乗り:1台、1名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	22人 (要支援者11人+支援者11人)	0台	2台 (要支援者11人+支援者11人)	0台 近傍の放射線防護施設に、四電福祉車両各1台(ストレッチャー各2名乗り)でビストン輸送を想定【資料P47】 瀬戸(せと)地域:2往復(要支援者3人) 三崎(みさき)地域:4往復(要支援者8人)
合計	843人	21台	11台	20台

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

51

(ケ-ス1) 予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- ▶ 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス会社から配備する車両により、必要車両台数を確保。

確保先		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		21台	11台	20台	
(B) 確保車両台数		計36台以上	計11台	計20台	
確保先	伊方町	—	—	8台	【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8名、その他2名乗り) ○3台(1台当たり:車椅子4名、その他18名乗り) ○2台(1台当たり:車椅子2名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	【バス等】バス:5~47名乗り、乗用車:4~10名乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり:ストレッチャー1名、その他3名) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1名、車椅子1名、その他8名乗り) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子1名、その他3名)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	14台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数:46名乗り 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	8台	9台分※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①:<ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②:<車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 8台(瀬戸(せと)地域:4台、三崎(みさき)地域4台)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にビストン輸送した車両は、その後避難に使用するため必要台数は確保できていることから、9台分と表記

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

52